

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和8年3月5日(木)午後4時00分～午後4時55分

2 開催場所 朝日町役場 第4会議室

3 本委員会に出席した委員(14名)

農業委員		
1番	大森	憲一
2番	山岡	知博
3番	弓野	良子
4番	青木	清美
5番	水島	英樹
6番	大濱	秀弥
7番	折谷	秀幸
8番	荒尾	和彦
9番	高嶋	香織
10番	清水	智也
11番	中野	義博
12番	清水	正雄
13番	大森	裕一
14番	石原	孝之

4 本委員会に欠席した委員(0名)

農業委員

5 説明者 農業委員会 事務局長 平坂 昌美
事務局長代理 坂口 寛
事務局員 永口 拓樹

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件
- (2) 議案第2号 非農地通知申出の件
- (3) 議案第3号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定の件
- (4) 協議事項 地域計画(案)について
- (5) 協議事項 情報セキュリティポリシーの公表について
- (6) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、3月の農業委員会定例会を開会いたします。

それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、3月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第19条第2項の規定により14番 石原 孝之 委員、1番 大森
憲一 委員を指名します。
それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。
どうぞよろしくをお願いいたします。
それでは、1ページをご覧ください。
議案第1号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件」、次のとおり、農地中
間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、朝日町農用地利用集積
等促進計画案の提出がありましたので、その意見を求めます。
令和8年3月5日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

それでは議案の説明に移りたいと思います。
初めに農地中間管理事業に係る促進計画の集積についてご説明いたします。

17ページをご覧ください。
今回の概要といたしましては、申請件数は272件となり、
田：629筆：931, 204.94㎡、畑：6筆：1, 412.00㎡となります。

続きまして、18ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業に係る促進計画の集積についての利用権設定状況の内
訳です。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、3件、6, 563.00㎡、全て再設定
となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、9件、14, 510.00㎡、全て再
設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、260件、911, 543.94㎡、うち再設
定を含む申請は、244件、886, 921.94㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各272件、932, 616.94㎡のうち、借り手はすべて
公社であります。

町外の貸し手は、54件、140, 980.00㎡となり、残りの町内各地区分は、
表のとおりとなっております。

続けて農地中間管理事業に係る促進計画の配分についてですが、36ページをご覧
ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は305件となり、

田：676筆：1,014,263.94㎡、畑：6筆：1,412.00㎡となります。
続きまして、37ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業に係る促進計画の配分についての利用権設定状況の内訳となります。

3年未満の借り手及び貸し手が、6件、24,971.00㎡、全て再設定となっております。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、11件、35,961.00㎡、全て再設定となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、27件、36,730.00㎡、全て再設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、261件、918,013.94㎡、うち再設定を含む申請は、245件、893,391.94㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各305件、1,015,675.94㎡のうち、貸し手はすべて公社となっております。

町外の借り手は、5件、43,344.00㎡となり、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

なお、今回の申請の中には、耕作者変更に係る申請として再配分が32件、所有者不明等農地に係る申請として知事（再）裁定が1件含まれております。

議案第1号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第1号につきまして、審議したいと思います。
議案第1号において、当事者である委員がおられますので、案件を分けて審議を行います。

まず、20ページの議案第1号、16番について審議したいと思います。

当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

（〇〇委員 退席）

会 長 　それでは、議事を進めさせていただきます。
20ページの議案第1号、16番について、ご意見及びご異議はありませんか。

（意見なし）

会 長 　それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

（全員挙手）

会 長 　挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 続きまして、20ページの議案第1号18番及び19番の案件について審議します。
当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
20ページの議案第1号、18番及び19番の案件について、ご意見及びご異議は
ありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり
決定いたします。
それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 続きまして、20ページの議案第1号、25番及び26番について審議します。
当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
20ページの議案第1号、25番及び26番の案件について、ご意見及びご異議
はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり
決定いたします。
それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 続きまして、20ページの議案第1号、31番及び32番について審議します。
当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
20ページの議案第1号、31番及び32番の案件について、ご意見及びご異議
はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり
決定いたします。
それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 続きまして、26ページの議案第1号、141番から145番について審議します。
当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
26ページの議案第1号、141番から145番の案件について、ご意見及びご異
議はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり
決定いたします。
それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 続きますて、30ページの議案第1号、210番から31ページの226番まで及び35ページの再配分25番から27番の案件について審議します。
当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
30ページの議案第1号、210番から31ページの226番まで及び35ページの再配分25番から27番の案件について、ご意見及びご異議はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。
それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 それでは、今ほどの当事者の案件以外の議案第1号の案件について審議したいと思います。
ご意見及びご異議はありませんか。

清水正雄委員 知事裁定とはどういうものか。

事務局 わかりやすい例で言えば、相続人全員が相続放棄をした所有者がいない農地などに知事の裁定を受けて利用権を設定するもの。

清水正雄委員 だいぶ時間はかかるのか。

事務局 数年前に公示期間の短縮がなされたが、それでも時間はかかる。

会 長 そのほかにご意見及びご異議はありませんか。

(「異議なし」の発言有り)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、議案第1号につきましては、当委員会からの意見はないものとし、富山県農林水産公社理事長へ提出します。

会 長 次に、議案第2号「非農地通知申出の件」を上程いたします。
事務局から説明願います。

事 務 局 38ページをご覧ください。
議案第2号、非農地通知申出の件
次のとおり非農地通知の申出がありましたので意見を求めます。
令和8年3月5日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾 和彦

申請人は、富山県下新川郡朝日町宮崎〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇さん外19名です。

申請地は宮崎字北上ノ山〇〇〇〇番〇外60筆、地目は田43筆、畑18筆で現況は全て山林です。

41ページをご覧ください。

申請地は、大字で2つ、字で6つあります。

宮崎の字は北上ノ山、下杉名地、杉名地、ヒラ谷で、北上ノ山は13筆、下杉名地は29筆、杉名地は6筆、ヒラ谷は3筆の計51筆です。

山崎の字は下川原、宮背戸で下川原が7筆、宮背戸が3筆の計10筆です。

宮崎の申請地は、林道上木谷線起点から530mほど南に進んだ地点で町道宮崎・城山公園線との間に位置する一帯のエリアです。当該地域は、昭和40年代まで耕作していた形跡が航空写真で確認できます。昭和50年代の航空写真では、既に植林が始まっている様子が確認できました。

現状は、当該地付近へ到達するためには鳥獣被害対策用のゲートを越える必要があること、林道沿い以外の農地については農業用機械や人が進入するための道路の整備もなく、安全に耕作すること、農地として復元利用することは困難であると判断しております。

今回まとまった形で申請がありましたのは、令和8年度に富山県単独森林整備事業が実施されることに伴い、農地のままでは事業実施ができないことから非農地通知申出があったものです。

続いて山崎の申請地です。

当該地域は県道黒部・朝日公園線の辻岩崎集落から越集落に接続する丁字路付近の

山側エリアです。宮崎エリアと同様に昭和40年代まで耕作していた形跡が航空写真で確認できます。昭和50年代の航空写真では、不耕作、植林がなされている様子が確認できました。

現状は当該地付近へ到達するためには、耐雪型侵入防止柵を越える必要があること、農業用機械が進入するための道路の整備もなく、安全に耕作すること、農地として復元利用することは困難であると判断しております。

山崎のエリアについても、宮崎エリアと同様、令和8年度に富山県単独森林整備事業が実施されることに伴い、農地のままでは事業実施ができないことから非農地通知申出があったものです。

農業委員会から非農地の通知を発行した後、地目を山林に変更されるものであります。

農業委員会として非農地として判断し、非農地通知の発行は可能と考えます。

以上、非農地通知の申出の件として、20件 田43筆、畑18筆 計61筆、19, 122.00㎡となります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 ただ今、説明ありました議案第2号の議案につきまして、審議したいと思います。ご意見及びご異議はありませんか。

清水正雄委員 土地改良区は関係してくるところか。

大森裕一委員 関係ないところと思うが、確認は必要。

会 長 そのほかにご意見及びご異議はありませんか。

(「異議なし」の発言有り)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定し、非農地として申請者に報告するとともに、農地台帳から削除することといたします。

会 長 次に、議案第3号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定の件」を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 44ページをご覧ください。

議案第3号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定の件
次のとおり、農業委員会等に関する法律第7条の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について意見を求めます。

令和8年3月5日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾 和彦

農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、農地法第7条に規定されており、区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標、その推進の方法、達成状況等の指針を定める必要があるとともに、農業委員の改選期に合わせ、3年に1度改訂することとされています。

国の方針が大きく転換されていないことから、今回の改訂は令和5年の内容をベースに現状の数値等を変更したマイナーチェンジとしています。

内容については、文言の修正と遊休農地の解消目標、担い手への農地利用集積目標、新規参入の促進目標について実績値を反映させた数値への変更及び実現可能と目される数値に修正を行ったものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 ただ今、説明ありました議案第3号の議案につきまして、審議したいと思います。ご意見及びご異議はありませんか。

(「異議なし」の発言有り)

会長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会長 異挙手多数で議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、原案どおり決定することといたします。

会長 次に協議事項の地域計画(案)について事務局から説明をお願いします。

事務局 地域計画(案)について、資料に基づき説明

会長 ただ今、説明のあったことにつきまして、ご意見ありませんか。

(意見なし)

会長 意見なしとのことですので、事務局からの提示どおり進めてまいります。

会長 次に協議事項の情報セキュリティポリシーの公表について事務局から説明をお願い

いします。

事務局 情報セキュリティポリシーの公表について説明

会長 ただ今、説明のあったことにつきまして、ご意見ありませんか。

(意見なし)

会長 意見なしとのことですので、事務局からの説明どおり決定いたします。

会長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。
続いて、その他に移ります。事務局から何かありませんか。

事務局 次回開催日について…4月6日(月) 16:00～

会長 そのほかに意見はありますか。

(意見なし)

会長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして3月の農業委員会定例会を閉会いたします。
皆様、お疲れ様でした。

・午後4時55分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和8年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員